の海上経歴３年未満の部員「172,950円」を「174,050円」にそれぞれ改正すること、船舶職員養成施設の課程の内、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間が６月に満たない者を第４項(1)の表に加えることが適当である。

２．東北海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「237,300円」を「238,300円」に、部員「176,500円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,000円」を「196,200円」に改正することが適当である。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,200円」を「194,800円」に、青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する２そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員「180,500円」を「181,100円」にそれぞれ改正することが適当である。

近畿運輸局最低賃金公示第１号

近畿地方交通審議会から近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540―8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

平成26年12月22日

近畿運輸局長　土屋　知省

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、はしけ長「241,400円」を「243,350円」に、部員「182,850円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「238,300円」を「239,500円」に、部員「177,500円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「192,000円」を「193,000円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

工場財団

香川県丸亀市中津町1515番地**大倉工業株式会社**の工場財団に、丸亀市中津町1515番地大倉工業株式会社丸亀第一工場、仲多度郡まんのう町佐文773番地６大倉工業株式会社仲南工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年12月22日　　高松法務局丸亀支局

香川県丸亀市中津町1515番地**大倉工業株式会社**の工場財団に、丸亀市蓬莱町52番地大倉工業株式会社丸亀第四工場、丸亀市蓬莱町23番地１大倉工業株式会社丸亀第五工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年12月22日　　高松法務局丸亀支局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３０２００号

仙台市太白区鈎取４丁目４番39号　ガーデンコートＫａＧｉＴｏＲｉ105

申立人　安藤恵美子

本籍仙台市太白区鹿野１丁目24番地の16、最後の住所仙台市太白区向山４丁目19番10―507号、死亡の場所仙台市青葉区、死亡年月日平成24年７月15日、出生の場所塩釜市、出生年月日昭和22年６月13日、職業無職

被相続人　亡　角田　佑子

事務所仙台市青葉区春日町７番35号

相続財産管理人　石井　澄香

仙台家庭裁判所

平成２６年（家）第７０５５号

福島県郡山市西ノ内１丁目９番16号

申立人　鈴木　榮一

本籍福島県郡山市富久山町福原字長沼25番地１、最後の住所福島県郡山市富久山町福原字長沼25番地の１、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日平成26年７月25日頃、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和６年７月18日、職業無職

被相続人　亡　蜂屋カツ子

事務所福島県郡山市深沢２丁目４番20号　鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　康元

福島家庭裁判所郡山支部

平成２６年（家）第３０２０２号

千葉県習志野市谷津４丁目２番５号

申立人　鈴木　清子

本籍東京都江戸川区西葛西１丁目463番地、最後の住所千葉県八千代市下高野549番地、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日平成26年９月９日、出生の場所東京府東京市深川区、出生年月日昭和５年10月21日、職業無職

被相続人　亡　渡部カツ子

事務所千葉市中央区中央３―４―８　コーノスビル３階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

千葉家庭裁判所

平成２６年（家）第７２０７７号

東京都足立区中央本町１丁目17番１号

申立人　東京都足立区長

本籍東京都葛飾区堀切２丁目51番地９、最後の住所東京都足立区綾瀬３丁目26番８号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日平成26年２月23日頃、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和28年１月１日、職業無職

被相続人　亡　鹿志村晴美

事務所東京都港区東新橋１丁目１番21号今朝ビル９階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　　修

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７２２５７号

東京都豊島区西池袋３丁目５番６―403号

申立人　尾林　玉緒

本籍東京都世田谷区上馬４丁目791番地、最後の住所東京都杉並区宮前４丁目30番３号アリア久我山、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日平成26年９月26日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正８年３月16日、職業無職

被相続人　亡　安井　アヤ

事務所東京都中央区銀座５―14―８銀座ワカホビル４Ｆクラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子（登録姓　坂田）

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７２２６２号

東京都北区栄町10番13号

申立人　渡邉　欣信

本籍東京都北区栄町10番、最後の住所東京都北区栄町10番14号、死亡の場所埼玉県さいたま市見沼区、死亡年月日平成26年７月31日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和27年１月26日、職業不詳

被相続人　亡　澤村利枝子

事務所東京都千代田区神田小川町１―４和田ビル３階栗原浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗原　　浩

東京家庭裁判所